

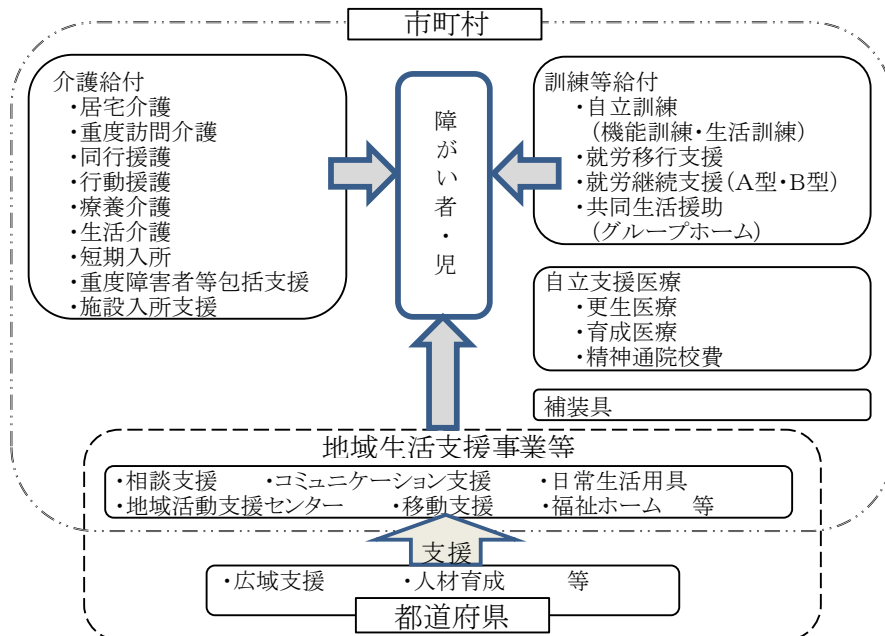
本県における障がい者支援施策の体系等

- ・ 次の計画を中心に障がい者施策の総合的な推進を図っている。
- ・ 第5期熊本県障がい者計画「くまもと障がい者プラン」
(平成27年3月策定。平成30年3月見直し。計画期間平成27年度～平成32年度。)

第5期熊本県障がい者計画くまもと障がい者プラン 平成27年3月(策定)平成30年3月(中間見直し)

<p>I 目指す姿 障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現</p> <p>II 基本理念 障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会自らの選択・決定・参画の実現安心していきいきと生活できる環境づくり</p> <p>III 重点化の視点 県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組 地域生活への移行支援・地域生活支援 家族に対する支援 障がい特性に配慮した支援</p> <p>IV 分野別施策の体系</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">【施策の方向性】</th> <th style="width: 70%;">【分野別施策】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活を支援する</td> <td>○地域生活支援 ○保健・医療</td> </tr> <tr> <td>社会参画を進める</td> <td>○教育、文化芸術活動・スポーツ ○雇用・就業、経済的自立の支援 ○情報アクセシビリティ</td> </tr> <tr> <td>環境を整備する</td> <td>○安心・安全 ○生活環境</td> </tr> <tr> <td>権利を擁護する</td> <td>○差別の解消及び権利擁護の推進</td> </tr> </tbody> </table>	【施策の方向性】	【分野別施策】	生活を支援する	○地域生活支援 ○保健・医療	社会参画を進める	○教育、文化芸術活動・スポーツ ○雇用・就業、経済的自立の支援 ○情報アクセシビリティ	環境を整備する	○安心・安全 ○生活環境	権利を擁護する	○差別の解消及び権利擁護の推進	<p>○教育、文化芸術活動・スポーツ</p> <p>(1) 教育における支援体制</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実 ② キャリア教育の充実 ③ 特別支援学校のセンター的機能の充実 ④ 医療的ケアを必要とする重度・重複障がいのある児童生徒への支援 ⑤ 段階的支援体制の充実 <p>(2) 教員等の専門性向上</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 教員の専門性向上 ② 放課後児童支援員の専門性向上と配置の支援 ③ 保育士の専門性向上 <p>(3) インクルーシブ教育システム</p> <ol style="list-style-type: none"> ① インクルーシブ教育システムの構築 <p>(4) 教育環境整備</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 県立特別支援学校の教育環境整備 <p>(5) 教育環境整備</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 文化芸術・スポーツを通じた社会参加促進 ② 文化芸術・スポーツのスペシャリスト育成・支援 <p>○雇用・就業、経済的自立の支援</p> <p>(1) 雇用促進</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法定雇用率未達成企業等への働きかけの強化 ② 総合的な就労支援体制の構築 ③ 障がい者の雇用拡大・職場定着支援 <p>(2) 職業能力開発</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法定雇用率未達成企業等への働きかけの強化 ② 職業訓練の充実 ③ 障がい者の職業能力への理解及び雇用促進 <p>(3) 多様な就労支援</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 福祉と農業の連携による就労支援 ② 在宅障がい者の就労支援 <p>(4) 工賃向上</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工賃水準の向上に向けた取組の促進 ② 共同受発注システムの活用促進 ③ 障害者就労施設等からの優先調達推進 <p>(5) 所得補償</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 年金制度・各種手当制度の周知
【施策の方向性】	【分野別施策】										
生活を支援する	○地域生活支援 ○保健・医療										
社会参画を進める	○教育、文化芸術活動・スポーツ ○雇用・就業、経済的自立の支援 ○情報アクセシビリティ										
環境を整備する	○安心・安全 ○生活環境										
権利を擁護する	○差別の解消及び権利擁護の推進										

＜障がい者に対する総合的な支援体系＞



1 県内の障害者手帳所持者数(平成29年度末時点)

身体障がい者 90,829人
 知的障がい者 19,046人 (内訳: 重度 7,059人、中軽度11,987人)
 精神障がい者 17,235人
 計127,110人(県人口の約7.2%)

2 各段階における障がい者数

(1) 県内の障害者手帳所持者数(平成29年度末時点で18歳未満の者の数)

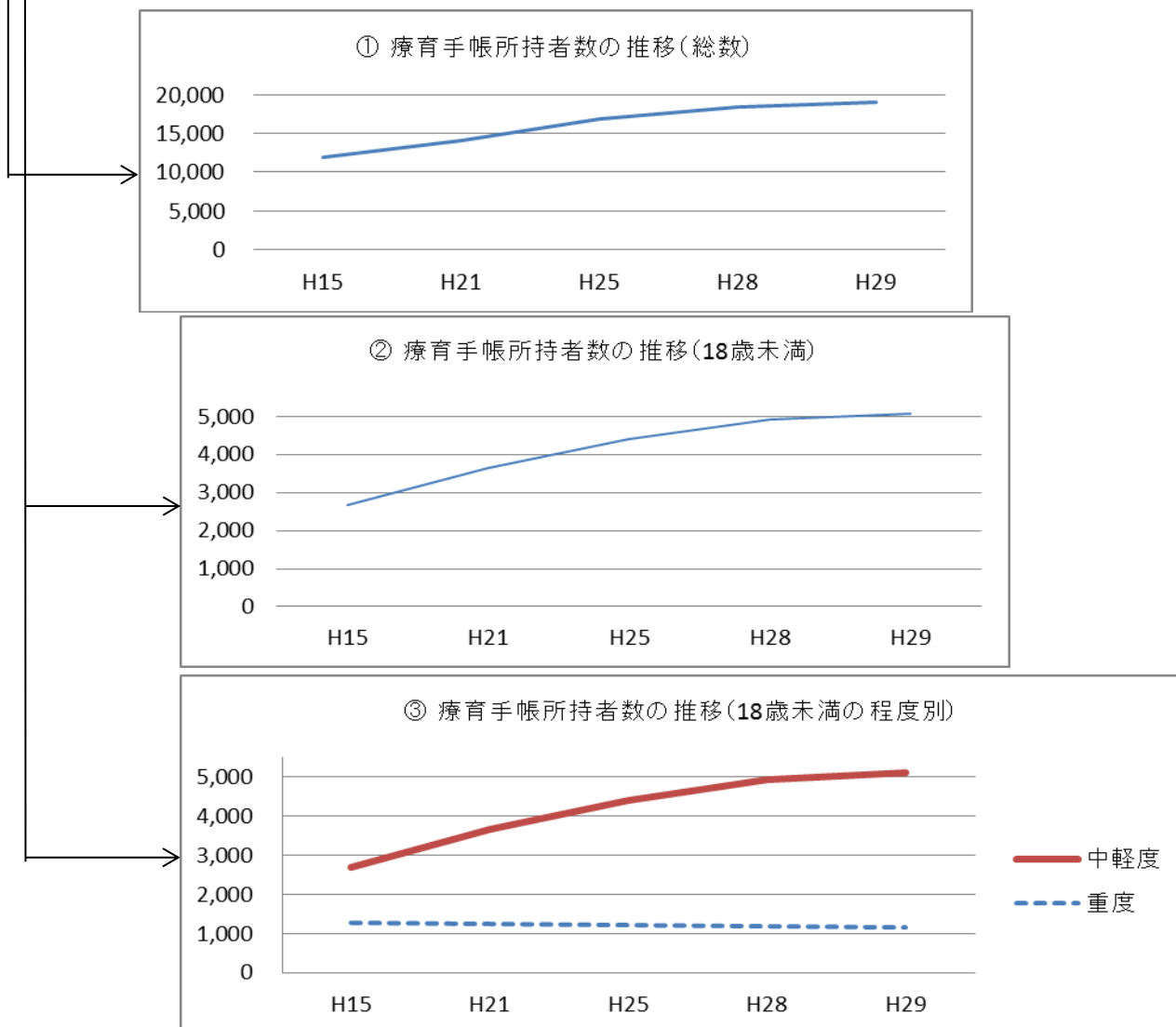
身体障がい者 1,195人
 知的障がい者 5,087人 (内訳: 重度1,155人、中軽度3,932人)
 精神障がい者 282人
 計6,564人(県18歳未満人口の約2.3%)

(2) 県内の療育手帳所持者数の推移

(各年度末現在、単位:人)

		H15		H21		H25		H28		H29	
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
総数		11,922	-	14,096	-	16,859	-	18,486	-	19,046	-
うち18歳未満の者		2,682	22%	3,649	26%	4,400	26%	4,918	27%	5,087	27%
程度別	重度	1,261	47%	1,235	34%	1,216	28%	1,179	24%	1,155	23%
	中軽度	1,421	53%	2,414	66%	3,184	72%	3,739	76%	3,932	77%

※出典 第5期熊本県障がい者計画(平成27年3月策定、平成30年3月中間見直し)



(3) 県内の特別支援学校(高等部)の入学者数(第1学年)(平成30年度)

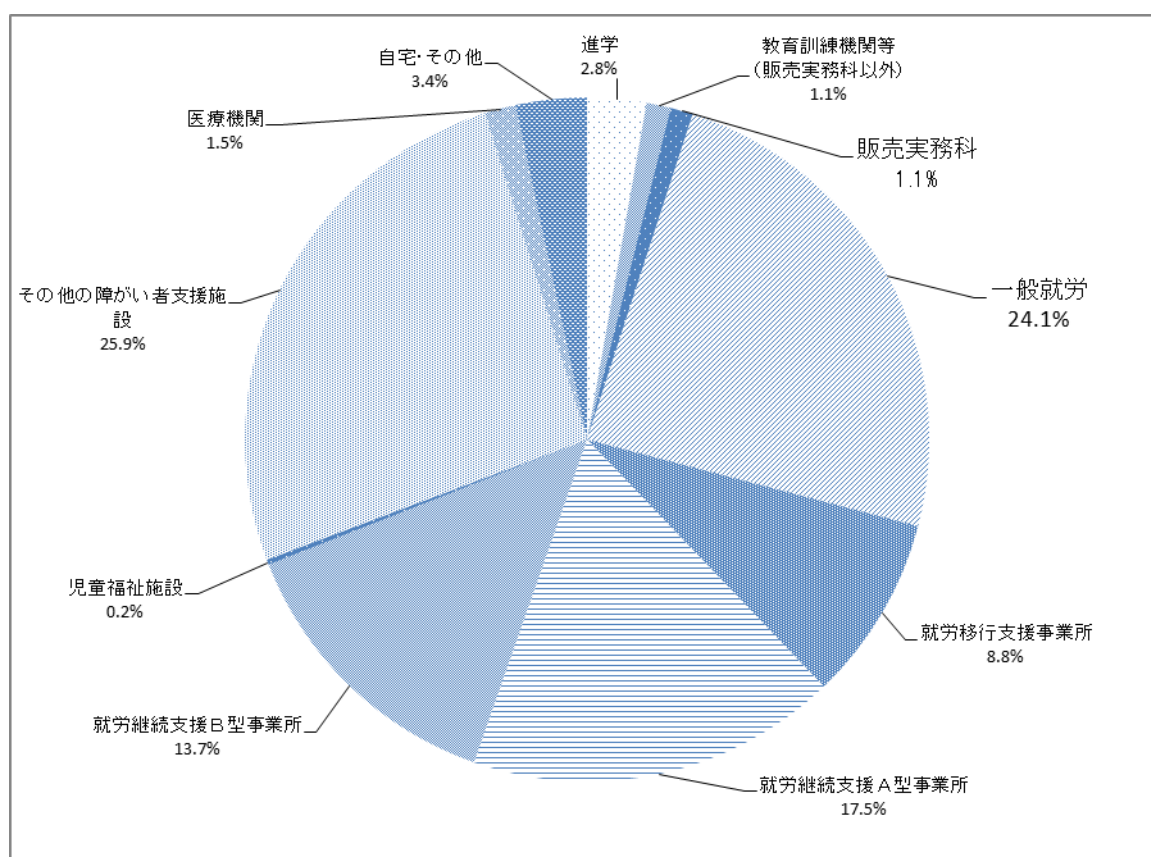
視覚障がい特別支援学校 1人
 聴覚障がい特別支援学校 9人
 知的障がい特別支援学校 294人
 肢体不自由特別支援学校 21人
 病弱特別支援学校 11人

計336人(県15歳人口の約2.0%)

(4) 県内の特別支援学校(高等部)の卒業者の進路

(単位:人)

区分	合計	進学 (大学等 専攻科)	教育訓練 機関等	うち販 売実務 科	一般 就労	福祉施設・医療機関等						自宅 その他
						就労移行 支援事業 所	就労継続 支援A型 事業所	就労継続 支援B型 事業所	児童福祉 施設	その他の 障がい者 支援施設	医療機関	
H29	344	10	5	3	99	30	46	46	0	92	5	11
H28	262	1	2	2	64	20	63	48	3	56	0	5
H27	312	13	12	4	59	25	57	35	0	93	7	11
H26	303	10	8	4	72	32	48	38	0	75	6	14
合計	1221	34	27	13	294	107	214	167	3	316	18	41
割合		2.8%	2.2%	1.1%	24.1%	8.8%	17.5%	13.7%	0.2%	25.9%	1.5%	3.4%



県内（熊本県地域）における障がい者に対する雇用と就業支援体制の概要

1 公共職業安定所(ハローワーク)＜厚生労働省＞

- ・障がい者の就職に対する不安を和らげるために、専門員による入念な職業相談を実施
- ・職業紹介にあたっては、トライアル雇用の活用を図ったり、就職後も長く職場に定着できるように、地域の就労支援機関等と連携して、障がい者の希望等に適合した職業の紹介を実施
- ・障がい者専門の窓口による相談や手話協力員を配置するなど、きめ細かな援助を実施

2 熊本障害者職業センター＜(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構熊本支部＞

ハローワーク等と連携し、障がいのある方や事業主の方に対して以下の支援とともに地域の関係機関に対して、職業リハビリテーションに関する助言を実施。

・障がいのある方へのサービス

就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から就職後の職場適応のための援助、職場復帰の支援等、個々の状況に応じた継続的な支援を実施。(職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援、リワーク支援など)

・事業主の方へのサービス

障がい者の雇入れや雇用継続、職場復帰等の支援や雇用管理に関する助言や情報提供、事業主向けの講習等を実施。(事業主相談、事業主支援ワークショップ、社員研修、ジョブコーチ支援、リワーク支援など)

・関係機関の方へのサービス

関係機関からの要請に応じてニーズ等を把握し、職業リハビリテーションに関する支援方法に係る助言・援助、関係機関の職員等向けの実務的研修等を実施。(就業支援基礎研修、職場適応援助者養成研修、ケースカンファレンスなど)

3 高齢・障害者業務課 ＜(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構熊本支部＞

事業主に対する障がい者の雇用支援に関する相談、障害者雇用給付金の申告や助成金の受付、啓発等の業務を実施。

・障害者雇用納付金等の申告・申請受付等

障害者雇用納付金制度に基づき、納付金の申告が必要な事業主からの申告・申請の受付、調整金・報奨金等の申請の受付等を実施。

・障害者雇用納付金制度に基づく助成金

障害者雇用納付金制度に基づく助成金は、障がい者の雇入れ、雇用の継続にあたって、事業主の経済的負担の軽減を図ることを目的にした助成金。

・熊本県障がい者技能競技大会(アビリンピック熊本大会)の開催

障がい者の職業能力に対する社会の理解と認識を高め、その雇用の促進と地位の向上を図るとともに、障がい者が社会に参加する自信と誇りを持つことができる機会を提供することを目的として、アビリンピック(技能競技大会)を開催。

・障がい者雇用優良事業所等表彰の実施

障がい者を積極的に雇用している事業所、障がい者の雇用促進と職業の安定に貢献した団体または個人、及び模範的職業人として勤続している障がい者について、その努力と功績をたたえる表彰を実施。

4 障害者就業・生活支援センター事業<熊本県・熊本労働局>

就業及びこれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者に対し、センター窓口での相談又は職場や家庭訪問による助言を実施。(県内に6か所)

・就業支援(国担当)

- ・求職活動、職場定着など就業に関する相談
- ・職業準備訓練、職場実習のあっせん
- ・事業所に対する障がい者の雇用管理に係る助言
- ・関係機関との連絡調整

・生活支援(県担当)

- ・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
- ・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- ・関係機関との連絡調整

※ 平成29年度実績：登録者数3,596人(うち求職者2,042人)
相談・支援件数31,490件、就職件数442件

5 公共職業訓練<熊本県>

(1)民間教育訓練機関等を活用した委託訓練

障がい者の職業訓練受講機会を拡げ、一層の雇用の促進を図ることを目的に、民間の事業所や教育訓練施設を活用した多様な訓練を実施。

- ・委託者：熊本県(熊本県立高等技術専門学校)
- ・財源：国10/10(厚生労働省から県への委託)

委託先	民間教育訓練機関、社会福祉法人、NPO法人、企業(事業所現場)など
訓練機関	原則として3か月以内
訓練の種類	<p>①知識・技能習得訓練コース(座学が中心) 就職促進に資する知識・技能の習得を目的としたコース。</p> <p>②実践能力習得訓練コース(現場での実習が中心) 事業所現場を活用して実践的な職業能力の開発・向上を目的としたコース。</p> <p>③eラーニングコース 訓練施設への通所が困難な重度障がい者などの在宅勤務や在宅就業などにつなげるための知識・技能を習得するコース。</p> <p>④在職者訓練コース 在職障がい者が雇用継続のために知識・技能を習得するコース。</p>
訓練対象者	<p>上記①～③のコース 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に規定する障がい者の方で、ハローワークに求職申込みを行っておりハローワークの公共職業訓練受講のあっせんを受けた方。</p> <p>上記④のコース 現に企業などに在職している障がい者の方。 (ハローワークの受講あっせんを要しない。)</p>

①平成 31 年度の訓練概要

ア 求職者訓練(計画型訓練)

	訓練科名	受託施設名	定員 (人)	障がい区分					
				身体	知的	精神	発達	難病	高次脳
1	パソコン基礎習得科	株式会社総合プラント	8	聴覚・上肢・下肢・ 内部		○	○	○	○
2	パソコン・簿記資格取得科	特定非営利活動法人 アイ・ネットワークくまもと	10	上肢・下肢・内部		○	○	○	
3	パソコン実務科(阿蘇校)	有限会社ワイエスプラン	10	内部		○	○	○	
4	パソコン基礎科	株式会社カランクラス	10	聴覚・上肢・下肢・ 内部		○	○	○	
5	基礎パソコン科(人吉校)	有限会社システムランド	10	視覚・聴覚・上肢・ 下肢・内部	○	○	○	○	○
6	パソコン基礎科	株式会社インターネット	10	上肢・内部		○	○	○	○
7	介護職員初任者研修課程 養成科	合同会社オルケスタ	8	視覚・聴覚・上肢・ 下肢・内部	○	○	○	○	○
8	パソコン基礎科(八代校)	有限会社PCクリエイト	10	聴覚・上肢・下肢・ 内部		○	○	○	
9	基礎パソコン科(熊本校)	有限会社システムランド	10	視覚・聴覚・上肢・ 下肢・内部	○	○	○	○	○
10	在宅・パソコン基礎科(人吉校)	有限会社システムランド	10	視覚・聴覚・上肢・ 下肢・内部	○	○	○	○	○
11	パソコン実務科(山鹿校)	有限会社ワイエスプラン	10	内部		○	○	○	
12	パソコン基礎科(玉名校)	有限会社PCクリエイト	10	聴覚・上肢・下肢・ 内部		○	○	○	
13	在宅・パソコン基礎科 (熊本校)	有限会社システムランド	10	視覚・聴覚・上肢・ 下肢・内部	○	○	○	○	○
14	パソコン初級習得科	株式会社総合プラント	8	聴覚・上肢・下肢・ 内部		○	○	○	○
計			134	14コース					

イ 求職者訓練(オーダーメイド型訓練)

	訓練科名	受託施設名	定員 (人)	障がい区分					
				身体	知的	精神	発達	難病	高次脳
1	マッチング後に設定		1	訓練科により異なる					
計			20	20コース					

ウ 在職者訓練

	訓練科名	受託施設名	定員 (人)	障がい区分					
				身体	知的	精神	発達	難病	高次脳
1	パソコンスキルアップ基礎科 (人吉校)	有限会社システムランド	10	視覚・聴覚・上肢・ 下肢・内部	○	○	○	○	○
2	ビジネス技能資格取得科	特定非営利活動法人アイ・ ネットワークくまもと	5	上肢・下肢・内部		○	○	○	
3	コミュニケーション能力習得科	株式会社ら・らぼーと	9	下肢	○	○	○		○
4	パソコンスキルアップ基礎科 (熊本校)	有限会社システムランド	10	視覚・聴覚・上肢・ 下肢・内部	○	○	○	○	○
計			34	4コース					

②平成 30 年度の訓練実績

ア 求職者訓練(計画型訓練)

(単位:人)

	訓練科名	定員	応募者	受講者	修了者	就職者	就職率	障がい区分						
								身体	知的	精神	発達	難病	高次脳	
1	パソコン基礎習得科	8	8	5	5	2	40%	聴覚・上肢・下肢・内部		○	○	○	○	○
2	パソコンスキルアップ・セルフマネジメント科	9	1	応募者が少なかったため中止					○	○	○			○
3	オフィスパソコン科	3	4	4	4	2	50%	内部		○	○	○	○	○
4	OA事務科(八代校)	10	3	3	3	1	33%	聴覚・上肢・下肢・内部		○	○	○		
5	パソコン・簿記資格取得科	10	8	7	6	2	43%	上肢・下肢・内部		○	○	○		
6	パソコン実務科(阿蘇校)	10	0	応募者が少なかったため中止				内部		○	○	○		
7	介護職員初任者研修課程養成科	8	5	3	3	2	67%	内部	○	○	○	○	○	○
8	OA事務科(玉名校)	10	8	7	7	1	14%	聴覚・上肢・下肢・内部		○	○	○		
9	パソコン基礎科	10	8	7	7	1	14%	上肢・内部		○	○	○	○	○
10	簿記・パソコン会計科(人吉校)	10	4	3	1	0	0%	視覚・聴覚・上肢・下肢・内部	○	○	○	○	○	○
11	パソコン初級習得科	8	7	6	6	3	50%	聴覚・上肢・下肢・内部		○	○	○	○	○
12	パソコン資格取得科	8	0	応募者が少なかったため中止				聴覚・上肢・下肢・内部		○	○	○	○	○
13	簿記・パソコン会計科(熊本校)	10	1	応募者が少なかったため中止				視覚・聴覚・上肢・下肢・内部	○	○	○	○	○	○
14	パソコン実務科(山鹿校)	10	1	応募者が少なかったため中止				内部		○	○	○		
15	パソコン中級科	10	0	応募者が少なかったため中止				聴覚・上肢・下肢・内部		○	○	○		
16	一般事務員・パソコン科	10	0	応募者が少なかったため中止				視覚・聴覚・上肢・下肢・内部	○	○	○	○	○	○
計		144	58	45	42	14	35%	16コース						

イ 求職者訓練(オーダーメイド型訓練)

(単位:人)

	訓練科名	定員	受講者	修了者	就職者	就職率	障がい区分							
							身体	知的	精神	発達	難病	高次脳		
1	倉庫内作業訓練科	1	1	1	0	0%	○	○	○					
2	間接的介護業務訓練科	1	1	1	1	100%		○		○				
3	バックヤード就業訓練科	1	1	0	0	0%	○(下肢・内部)	○						
4	事務実践訓練科	1	1	1	0	0%	○(上肢・下肢・内部)		○					
5	店舗作業準備訓練科	1	1	1	0	0%		○						
6	バックヤード就業訓練科	1	1	1	1	100%	○(下肢・内部)	○						
7	倉庫内作業訓練科	1	1	1	1	100%	○(上肢・下肢・内部)	○	○					
8	店舗作業準備訓練科	1	1	1	1	100%			○					
計		8	8	7	4	57%	8コース							

ウ 在職者訓練

(単位:人)

	訓練科名	定員	応募者	受講者	修了者	障がい区分					
						身体	知的	精神	発達	難病	高次脳
1	ビジネスパソコン資格取得科	5	3	3	1	内部		○	○	○	○
2	セルフマネジメント科	9	1	応募者が少なかったため中止			○	○	○		○
3	ビジネス技能資格取得科	5	5	3	3	上肢・下肢・内部		○	○	○	
4	パソコンスキルアップ科 (人吉校)	10	4	3	1	視覚・聴覚・上肢・ 下肢・内部	○	○	○	○	○
5	パソコンスキルアップ科 (熊本校)	10	5	5	4	視覚・聴覚・上肢・ 下肢・内部	○	○	○	○	○
計		39	18	14	9	5コース					

(2) 身体障がい者ソフトウェア開発訓練(特別委託訓練)

身体障がい者及び精神障がい者を対象として、職業人としての自立を目的に、情報処理技術者として必要なマルチメディアやネットワークなどのIT技術に関する知識及び技術の習得する訓練を実施。

- ・委託者：熊本県（熊本県立高等技術専門校）
- ・受託者：熊本ソフトウェア株式会社（身体障害者ソフトウェア開発訓練センター）
- ・財 源：職業転換訓練費及び離職者等職業訓練費交付金を充当

①平成 31 年度の訓練概要

(単位:人)

訓練科目	訓練内容	訓練期間	募集人員	入校者数
システム設計科	コンピュータに多様な処理をさせるため、プログラミングやシステム構築といった一般に広く求められる技術を習得。 さらに、コンピュータの能力を最大限に発揮させるための技法や、新たな有効利用法について模索する。	2年	5	10
データベース設計科	既存の優れたコンピュータ・ソフトウェアを有効利用して、付加価値の高い情報や、従来にない表現力を持った情報を生み出す技術を習得。 具体的には、設計製図をコンピュータ上で行う“CAD”、コンピュータに映像や音声等の情報を取り込んで複合的に表現する“マルチメディア”のいずれかの技術を習得。	2年	5	

②平成 30 年度の訓練実績(平成 29 年度入校生)

(単位:人)

訓練科目	訓練内容	訓練期間	定員	修了者	就職者	就職率
システム設計科	平成30年度に同じ	2年	5	2	2	100%
データベース設計科	平成30年度に同じ	2年	5	4	4	100%
合 計			10	6	6	100%

(3) 販売実務科

就職を目指す軽度の知的障がい者を対象に、職業能力の習得を通じて雇用促進を図ることを目的として、職業に関する基本的な知識・技能の習得に加え、労働に耐える体力づくり、あいさつなど社会生活に必要なマナーの訓練を実施。

- ・実施者：熊本県（熊本県立高等技術専門校）
- ・財 源：職業転換訓練費及び離職者等職業訓練費交付金を充当

(参考)障がい別の実施状況

	身体障がい	知的障がい	精神障がい
委託訓練(※1)	○	○	○
	全14コースが対象(※2)	5コースが対象	全14コースが対象
身体障がい者ソフトウェア開発訓練	○		○
販売実務科		○	

- ・「○」は入校対象として募集をしている障がい
- ・委託訓練は、平成31年度の求職者訓練(計画型訓練)数を計上。(全14コース)
 - 〔(※1)委託訓練のうち、オーダーメイド型訓練では障がいの別は問わない。〕
 - 〔(※2)訓練科によっては、対象となる区分(例:聴覚、内部等)が異なる。〕

6 障害者職業能力開発校（国立県営校）

国は、国立の障害者職業能力開発校を全国に13校（国立機構営2校、国立県営11校）を設置している。

- ・対 象 他の公共職業能力開発施設において、職業訓練を受けることが困難な障がい者（全国の障がいを持った方 ※熊本県出身者も入校可能）
- ・目 的 能力に適応した普通職業訓練又は高度職業訓練を行うことにより、就職又は雇用継続に必要な知識・技能を習得し、障がい者の就職の促進又は雇用継続を図ること。
- ・その他 本県出身者の入校生のうち、熊本県訓練手当支給要項の要件を満たす者に対しては、県から予算の範囲内において訓練手当（基本手当、受講手当）を支給している。

(1)九州内の設置状況

- ・福岡県と鹿児島県に合計2校設置（運営も福岡県、鹿児島県）
- ・2校ともに寄宿舎を整備

(2)各校の概要

◇福岡障害者職業能力開発校（福岡県北九州市若松区大字蛸住 1728-1）

応募対象者 及び 訓練科名	身体障がい、精神障がい、発達障がい、 高次脳機能障害、難病がある方
	・機械CAD科 ・プログラム設計科 ・商業デザイン科 ・OA事務科 ・建築設計科 ・流通ビジネス科
	視覚障がいがある方 ・流通ビジネス科(音声パソコンコース)
	知的障がいがある方 ・総合実務科

入校状況 (単位:人)

区分	定員	入校者数	熊本県出身者数	
			熊本県出身者数	割合
H31	150	97	1	1.0%
H30	150	84	1	1.2%
H29	150	99	1	1.0%
H28	150	80	0	0.0%
H27	150	104	4	3.8%

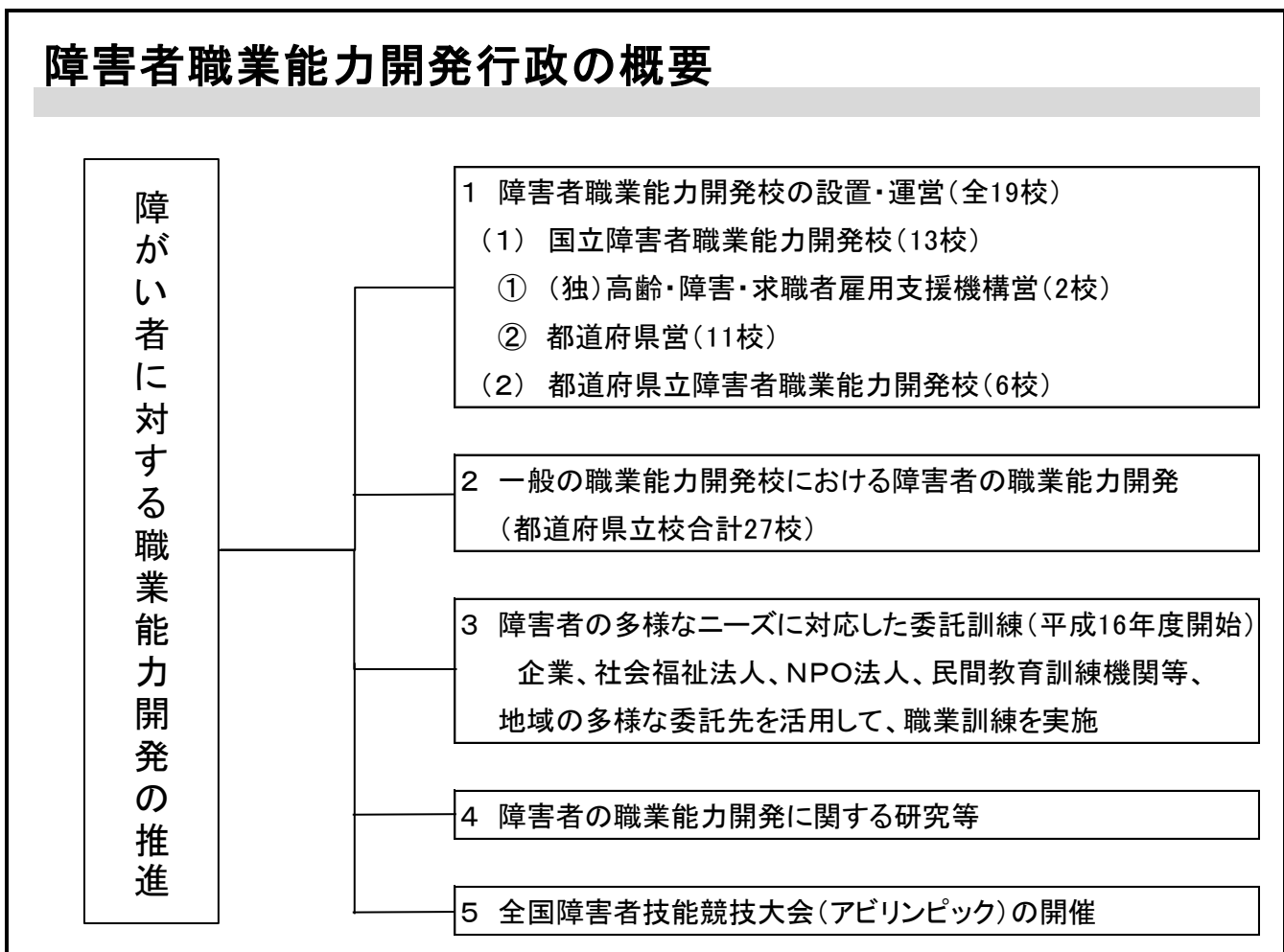
◇鹿児島障害者職業能力開発校（鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名 1432）

応募対象者 及び 訓練科名	障がいの種別を問わない
	<ul style="list-style-type: none"> ・情報電子科 ・商業デザイン科 ・建築設計科 ・義肢福祉用具科 ・OA事務科 ・アパレル科
	知的障がいがある方
	<ul style="list-style-type: none"> ・造形実務科

入校状況 (単位:人)

区分	定員	入校者数	熊本県出身者数	
			出身者数	割合
H31	100	54	5	9.3%
H30	100	67	1	1.5%
H29	100	85	3	3.5%
H28	100	64	1	1.6%
H27	100	85	4	4.7%

(参考) 我が国の障がい者に対する職業能力開発施策の概要



※厚生労働省人材開発統括官（旧職業能力開発局）を中心に実施

販売実務科の実施状況等について

1 販売実務科の概要

就職を目指す軽度の知的障がい者を対象に、短期課程（1年）の訓練を実施。

2 科設置の経緯及び設置根拠

(1) 経緯

- ・平成 16 年 5 月 販売実務科を新設
国から都道府県に対する 3 年間の委託事業（モデル事業）
- ・平成 19 年 4 月 販売実務科（短期課程 1 年コース、6 か月コース）を新設
- ・平成 28 年 4 月 6 か月コースを 1 年コースに変更。
定員を 4 月入校 13 人、10 月入校 3 人とする。

(2) 現在の設置根拠

「障がい者職業能力開発事業に係る販売実務科設置要項」(H25. 4. 1 付け産人第 124 号)

3 科の設置目的

「障がい者職業能力開発事業に係る販売実務科設置要項」の「1 目的」

知的障がい者に対する職業訓練機会を提供し、職業能力の習得を通じて雇用促進を図ることを目的として、県立高等技術専門校に知的障がい者を対象とした職業訓練を行う短期課程の普通職業訓練の訓練科を設置する。

4 入校対象者等

(1) 対象者、入校要件

軽度の知的障がいを有し、次の①から④までの全ての要件に該当する者

- ① 就労意欲があり、かつ職業訓練の受講に意欲がある者
- ② 療育手帳を取得している者、または公的機関で判定を受けた者
- ③ 応募時に職業に就いておらず、公共職業安定所において求職登録をしている者
- ④ 本校に自力で通校可能な者

※ 入校試験科目…筆記試験（数学、国語）、適性検査、面接

- ・ 4 月開始コースは二度に分けて募集を行い、一次募集は前年度の 11 月試験・12 月合格発表。二次募集は前年度の 2 月試験・2 月合格発表。
- ・ 10 月開始コースは前年度の 8 月試験・9 月合格発表。

(2) 入校者の費用負担

受験料、入校料、授業料は不要（入校経費 25,000 円程度が必要。）

(3)入校者に対する訓練手当の支給～障がい者委託訓練との相違点に着目して～

公共職業安定所長からの受講指示により公共職業能力開発施設が行う職業訓練を受ける求職者（※雇用保険法による失業給付受給資格者を除く）に対し、訓練期間中に訓練手当が支給される。

- ・目的 雇用対策法に基づく職業転換給付金制度の給付金の一つとして、就職が困難な者（身体障がい者等）が公共職業訓練を受講する間の生活の安定を図ることにより、訓練の受講を容易にし、就職を促進すること。
- ・根拠 訓練手当支給要領(厚生労働省)
熊本県訓練手当支給要項(告示している。予算の範囲内で支給する旨を記載。)
- ・熊本県訓練手当支給要項に定める手当の種類及び支給額

基本手当	(2級地) 3,930円/日、(3級地) 3,530円/日 ※20歳未満は一律3,530円/日
技能習得手当	・受講手当 500円/日(40日分が限度) ・通所手当 42,500円(上限)/月
寄宿手当	10,700円(上限)/月

- ・財源 県：国＝1：1
- ・平成31年当初予算の販売実務科分11,568千円(※寄宿手当分は予算化していない)
- ・全訓練生数に対する手当支給者の割合 (参考)雇用保険対象者の基本手当日額

	訓練生数(人)	受給者数(人)	受給率
H31	13	13	100%
H30	9	6	67%
H29	6	6	100%
H28	12	12	100%
H27	14	13	93%
H26	14	13	93%

離職時の年齢	基本手当日額の上限額
29歳以下	6,370円
30～44歳	7,075円

5 訓練内容

(1)訓練概要

就職を目指す者に対して、職業に関する基本的な知識・技能の習得に加え、労働に耐えうる体力づくり、あいさつなど社会生活に必要なマナーの訓練を実施。

◇ 訓練目標 (仕上がり像)

- ・訓練生自身が希望し適性が認められる業界・職種等への就労が実現できるよう関係の技能、知識を高めること
- ・いつでもどこでも誰にでも気持ちのよい挨拶・返事、連絡・相談・質問ができること
- ・謙虚な態度で人と接し、素直に指示に従い、チームワークを大切にすることができること
- ・社会人、職業人として時間管理、健康管理、金銭管理及び他者への配慮ができること
- ・各種帳面表の仕分け・分類、電卓を利用した加減・検算やパソコンを使用して文章入力・作表ができること
- ・入荷品の検品の仕方、ピッキングの仕方、ラベル貼りの仕方、梱包の仕方、商品陳列、清掃作業ができること
- ・積み込みの仕方等の商品管理を中心とする物流作業ができること

(2)カリキュラム等詳細

①教科の細目

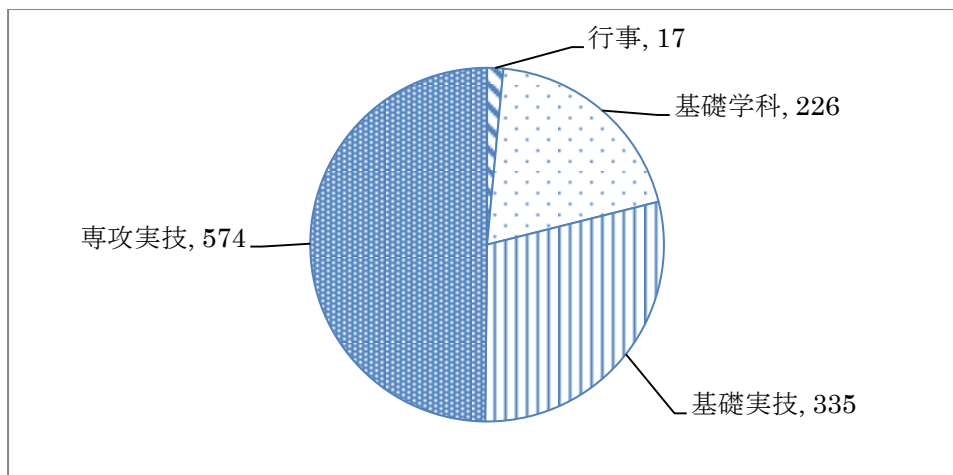
カリキュラム内容

<u>基礎学科</u>	基本的な計算、漢字の読み書きなど
<u>職業指導</u>	あいさつ、ビジネスマナー、職場見学など
<u>体育</u>	ランニング、球技など
<u>物流作業</u>	運搬作業、商品包装、商品のピッキング・検品・仕分け・陳列作業など
<u>SUT(スピードアップトレーニング)</u>	商品の整理、袋詰め
<u>手指訓練</u>	ボルト・ナットの組み立て・分解など
<u>総合実習</u>	パソコン基本操作、清掃業務実習、事務関連作業など

平成31年4月開始コース

科目名	計画 時間数	科目の細目
行事	17	入校式、修了証書授与式、健康診断、オリエンテーション
基礎学科	226	
社会	5	校長講話、人権教育、職業講話
職業指導	187	社会生活面・労働習慣などの指導全般(会社や職場の仕組み、職業意識、ルールとマナー、コミュニケーション、対人技能、法令への理解と遵守、カウンセリング、金銭管理、時間管理、健康管理、自己分析・アピール、モチベーション・意欲向上対策、セルフコントロール、その他)、職場見学、関係文書作成、就職対策(職種・業界・企業研究、模擬面接、履歴書作成、資格取得サポート、その他)
基礎学力	29	数の読み書き、漢字の読み書き、読解力、表現力、発表能力、企画力、提案力、算数計算、照合作業
安全衛生	5	防火訓練、交通講話、安全教育、(労働安全衛生講話)
基礎実技	335	
事務機器操作作業	24	事務用機器の使い方、電卓基礎計算、ファイリング作業、伝票の見方
物流機器操作作業	13	台車・かごの使い方、運搬作業の仕方、出荷作業の準備、梱包の仕方、商品の並べ方
パソコン基礎実習	66	マウス操作、キーボード操作、文章入力、数字入力、データ処理
SUT	27	商品の整理、袋詰め
手指訓練	42	ボルト・ナット数え・組み立て・分解、綴じ紐束ね・数え
能力適性評価	16	手指の巧緻性検査、運動能力検査、指示理解度検査
体育	147	球技大会、体操、ランニング、筋力トレーニング、球技、ストレッチ、集団行動
専攻実技	574	
事務補助実務実習	28	データ処理、資料整理、郵便物の封入・開封作業、郵便物・伝票の仕分け作業
物流業務実習	60	商品の管理・整理法、古新聞・古雑誌の片づけ方、紐結びとロープの縛り方、物流業務総合実習
販売関連実習	54	生鮮食料品の取扱方、商品表示の仕方、贈答品の梱包の仕方、接客の基本、袋詰め・パック作業
清掃業務実習	19	清掃道具の使い方、屋内・屋外の清掃の仕方、作業場・公共の場の清掃の仕方
特別実習	65	個々の希望する職種・業務における作業実技演習(資格取得に向けた実習を含む)
派遣実習	348	各企業・事業所現場における実践的実習
総計	1,152	

※科目ごとの割合は次ページの円グラフによる。



②時間割

1時限目	8:35～(朝礼)～9:25	50分
2時限目	9:30～10:20	50分
3時限目	10:25～11:15	50分
4時限目	11:20～12:10	50分
昼休み休憩	12:10～13:10	60分
5時限目	13:10～14:00	50分
6時限目	14:00～14:50(終礼)	50分

(3)特色等

- ・年間5回の派遣実習で、各事業所で実践的な職業訓練。
 - ・就労先の開拓で、一人一人の能力に応じた就労支援。
 - ・個人の適性、進路先に応じた弾力的なカリキュラム編成。
 - ・就職後や修了後における就職先・各支援機関と連携を取りながらのアフターフォロー。
- ※訓練期間中であっても就職に至れば、退校し仕事に就くことになる。

6 販売実務科で訓練を担当する指導員等

(1)現在の人員体制

校長 — 指導課長 — 指導第4班 (班長1人) — 障がい者委託訓練担当
 販売実務科担当 (5人)

〔販売実務科担当 (5人) の内訳〕

- ① 職業訓練指導員 (知的障がいに対する職業訓練指導業務) … 4人
- ② 訓練アドバイザー… 1人

(2)必要な資格等

①班長

- ・資格要件等は特段なし

②職業訓練指導員 (知的障がい者に対する職業訓練指導業務)

- ・要件等は「熊本県職業能力開発業務関係非常勤職員設置要項」で定めている。
- ・職種：職業訓練指導員 (知的障がい者に対する職業訓練指導業務)

資格要件	通算任用期間	勤務日数・時間
商品管理や販売(接客)等の業務体験がある者で、次のうち、 何れかの業務の実務経験が3年以上、又はそれに準ずる施設等 において3年以上の実務経験があると認められる者 ① 特別支援教育諸学校における知的障がい者の指導に関する業務 ② 福祉施設における知的障がい者の指導に関する業務 ③ 民間事業所における知的障がい者の指導に関する業務 ④ 障がい者関係団体における知的障がい者の相談又は指導に関する業務	5年度以内	(日数) 月20日以内で 校長が定める (時間) 週29時間以内 とし、1日の勤務 時間は複数の勤 務時間パター ンの組み合わせと する。

③訓練アドバイザー

- ・要件等は②職業訓練指導員と同様「熊本県職業能力開発業務関係非常勤職員設置要項」で定めている。
- ・職種：訓練アドバイザー（障がい者職業訓練の実施及び訓練生の就業に係る助言・指導並びに民間企業等に対する障がい者の就労に関する助言・情報提供）

資格要件	通算任用期間	勤務日数・時間
障がい者の就労支援や職場開拓等の業務に3年以上従事した経験がある者で、障がい者の職業適性判断や就業の相談・指導の能力があると認められる者	同上	同上

7 現在の販売実務科の訓練実施状況

(1)これまでの訓練者数の状況

①入校者の年齢層／入校前の状況

入校年度	入校者数	入校者(68人)の年齢別内訳						入校者(68人)の新卒・既卒別内訳			
		18歳以下	19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35歳以上	新卒	うち特別支援学校出身者	既卒	うち特別支援学校出身者
H31	13	10	1	1	1	0	0	10	10	3	1
H30	9	5	0	2	1	0	1	5	3	4	0
H29	6	4	1	1	0	0	0	2	2	4	1
H28	12	7	2	0	1	1	1	7	4	5	3
H27	14	9	1	1	2	1	0	8	4	6	3
H26	14	8	3	2	0	1	0	8	4	6	2
合計	68	43	8	7	5	3	2	40	27	28	10
全体に占める割合		63%	12%	10%	7%	4%	3%	59%	-	41%	-

新卒のうち特別支援学校出身者は 68%

既卒のうち特別支援学校出身者は 36%

②入校者の出身市町村

(単位：人)

市町村名	H26	H27	H28	H29	H30	H31	合計	全体に占める割合
熊本市	6	9	3	3	2	5	28	41%
八代市			1				1	1%
人吉市		1					1	1%
荒尾市	3		1			1	5	7%
水俣市						1	1	1%
玉名市	1		1	1	1		4	6%
天草市		1	1		2	2	6	9%
山鹿市					1		1	1%
菊池市							0	0%
宇土市		1	1				2	3%
上天草市		1					1	1%
宇城市	1				1	1	3	4%
阿蘇市							0	0%
合志市			2		1		3	4%
美里町	1						1	1%
玉東町						1	1	1%
和水町					1	1	2	3%
南関町							0	0%
長洲町			1	2			3	4%
大津町							0	0%
菊陽町							0	0%
南小国町							0	0%
小国町							0	0%
産山村							0	0%
高森町							0	0%
南阿蘇村		1					1	1%
西原村							0	0%
御船町			1				1	1%
嘉島町	1						1	1%
益城町	1					1	2	3%
甲佐町							0	0%
山都町							0	0%
氷川町							0	0%
芦北町							0	0%
津奈木町							0	0%
錦町							0	0%
あさぎり町							0	0%
多良木町							0	0%
湯前町							0	0%
水上村							0	0%
相良村							0	0%
五木村							0	0%
山江村							0	0%
球磨村							0	0%
苓北町							0	0%
計	14	14	12	6	9	13	68	

(2) 修了者(就職退校者を含む。)の状況

① 修了者のその後(就職者・就職者の別)

就職率	100%
-----	------

② 修了者(就職退校者を含む。)の就職先

(単位：人)

区分	就職者数	内訳			
		一般就労	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	就労移行 支援事業所
H30	7	7	0	0	0
H29	4	3	1	0	0
H28	11	7	4	0	0
H27	13	7	6	0	0
H26	13	7	6	0	0
合計	48	31	17	0	0
割合		65%	35%	0%	0%

進路

- 小売、販売関連企業 清掃関連企業 物流関連企業 製造関連企業
 食品製造関連企業 クリーニング関連企業 協同組合 福祉介護サービス
 ホテル・レストランサービス 就労継続支援A型事業所

主な就職先 ※順不同

(株)しまむら、九州東邦(株)、(株)共同、西九州ハートフルサービス(株)、(株)大福物流、
 (株)コスモス薬品、球磨地域農業協同組合、(株)ベジタブル・ウェル、(株)ハンズマン、
 (株)白屋リネンサービス、特別養護老人ホームこもれび、(株)アルペンスポーツデポ、
 マクドナルド、(株)阿蘇ファームランド、ANAクラウンプラザホテル熊本ニュースカイ、
 (有)ゆうしん、(株)ベストロジ熊本、日本郵政(株)、(株)明林堂、(株)ヒライ、
 (株)九州テックランド、プレジャーワーク(株)〈A型〉、NPO法人葉〈A型〉、
 NPO法人就労支援センターくまもと〈A型〉、済生会ウィズ〈A型〉、
 NPO法人アグリワークス、NPO法人アグリサポートセンター

(参考) 平均在籍月数、就職退校の状況

(単位：人)

入校年度	訓練期間	訓練生数	就職 退校者数	うち派遣実習 先への 就職者数	平均在籍月数	
						H30
	10月コース		1	0	0	※訓練継続中
H29	4月コース	1年間	3	1	1	8.7か月
	10月コース		3	2	2	7か月
H28	4月コース	1年間	10	8	8	6.9か月
	10月コース		2	2	2	6か月
H27	4月コース	1年間	10	10	10	6.7か月
	4月・10月コース	半年間	4	2	2	5か月
H26	4月コース	1年間	9	7	7	5.8か月
	4月・10月コース	半年間	5	2	2	5.2か月
合計			55	40	39	
割合				73%	71%	

※平成28年度から全てのコースが1年間の訓練となった。

③就職後の状況

◇当初の就職先とその後の状況

修了者の当初就職先 (単位:人)

修了年度	就職者数	就職先	
		一般就労	就労継続支援A型
H30	7	7	0
H29	4	3	1
H28	11	7	4
H27	13	7	6
H26	13	7	6
合計	48	31	17

平成31年4月1日現在の就労状況 (単位:人)

修了年度	就労者数	就労状況			未就労者
		一般就労	就労継続支援A型	就労継続支援B型	
H30	7	7	0	0	0
H29	4	3	1	0	0
H28	9	7	2	0	2
H27	11	7	4	0	2
H26	13	6	6	1	0
合計	44	30	13	1	4

◇当初の就職先への定着状況

(単位:人)

修了年度	定着者	一般就労	就労継続支援A型	定着率
H30	7	7	0	100%
H29	4	3	1	100%
H28	6	4	2	55%
H27	7	3	4	54%
H26	9	4	5	69%
合計	33	21	12	69%

◇当初の就職先におけるステップアップ状況

(単位:人)

修了年度	ステップアップした者	一般就労	就労継続支援A型
H30	0	0	0
H29	1	1	0
H28	1	1	0
H27	2	2	0
H26	0	0	0
合計	4	4	0

※短時間勤務からフルタイム勤務へ変更
 ※短時間勤務からフルタイム勤務へ変更
 ※正社員登用2名

④修了後のフォローアップ

就職後や修了後も就職先・各支援機関と連携を取りながら次のとおりアフターフォローを実施している。

	本人あて	就職先あて
1か月後	就労・生活状況を確認	挨拶及び依頼
3か月後	〃	入社初期の状況確認
6か月後	〃	試用期間中の状況確認
1年後	〃	現状と今後の予定等を確認

※その後は、1年毎にアフターフォローを行っている。

8 今後の方向性(販売実務科が果たしていくべき役割)を考えていく際のポイント

(1) 訓練生の入校前の状況について

- ・入校者のうち新卒が 59%。このうち 68%が特別支援学校の出身者。
- ・入校者のうち既卒が 41%。このうち 36%が特別支援学校の出身者。

(2) 寄宿舍について

- ・現在、校内の寮では設備や受入体制等の事情により、販売実務科訓練生の受入れを行っていない。そのため、自宅から通うことができない訓練生はグループホーム等を利用して通所している。

(3) 就職先について

- 訓練生の 65%が一般就労（過去 5 年間の実績値）
（詳細は資料 P19）

(4) 中途退校の取扱いについて

- ・訓練生が希望する求人があった場合は就職を優先させ、訓練修了を待たずに中途退校の取扱いを行っている。
→訓練生の 73%が就職退校にて就職（過去 5 年間の実績値）
（詳細は資料 P19）

(5) 販売実務科の名称について

- ・訓練内容は資料 P14 のとおりであり、科の名称と訓練内容が乖離している。

<参考 1> 入校者（定員充足率）の推移は資料 P17 のとおり。

<参考 2> 障がい者の就労をとりまく状況は資料 P23～24 のとおり。

障がい者の就労をとりまく現在の状況（科設置以降の社会情勢等の変化）

1 特別支援教育（学校）の充実

県教育委員会では増加するニーズに対応するため、「県立特別支援学校整備計画」（平成 23 年 5 月）及び「県立特別支援学校整備計画（改定版）（平成 31 年 3 月）」に基づき、知的障がい者を対象とする特別支援学校を整備し、受入れ態勢の拡充に努めている。

また、特に増加が著しい熊本市においては、熊本市教育委員会による知的障がい特別支援学校の整備も進められており、さらに拡充する見込みである。

知的障がい特別支援学校高等部では、生徒数の増加と併せて、就職希望者数も増加しており、卒業後の就労や生活を見据えた教育が実施されている。上述の施設整備による、近年の就労状況に応じた実習室などの施設整備とともに、現場実習や特別支援学校技能検定など、実践的な就労支援により、就労拡大と就労後の定着を目指している。

<参考 近年の知的障がい者を対象とした受け皿の拡充>

- ① 熊本市立平成さくら支援学校…（H29. 4 月開校）
学 部：高等部
学級数：1 学年当たり 3 学級（合計 24 人程度）
- ② 熊本県立熊本はばたき高等支援学校…（H31. 4 月開校予定）
学 部：高等部
学級数：1 学年当たり 9 学級（合計 72 人程度）
※平成 31 年 4 月時点
1 年生 72 人、2 年生 19 人、3 年生 19 人
- ③ 熊本市立あおば支援学校…（H32. 4 月開校予定）
学 部：小学部、中学部
学級数：小学部は 1 学年あたり 1 学級（36 人）
 中学部は 1 学年あたり 2 学級（36 人） 合計 72 人
- ④ 熊本県立県南高等支援学校（仮称）…（H33. 4 月開校予定）
学 部：高等部
学級数：1 学年当たり 8 学級（合計 64 人程度）
- ⑤ 熊本県立鹿本支援学校（仮称）…（H33. 4 月開校予定）
学 部：小学部、中学部、高等部
学級数：検討中

2 理解浸透

販売実務科を設置した平成 16 年以降の環境の変化として、平成 17 年 10 月に成立した、障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）において、一般就労を希望する障がいがある方を企業等での就労につなぐ事業として就労移行支援事業が創設。平成 18 年に就労移行支援事業の制度がスタートした（平成 29 年度末現在：熊本県内 82 か所、388 人が利用）。

それから約 10 年が経過し、障がい者の就労を取り巻く環境は大きく改善してきている。

また、企業側においても、障がい者の受入れについての理解が進んでおり、障がい者の法定雇用率などもあり一般就労の門戸も広がってきている状況。

3 就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型の増加状況

熊本県では、全ての事業所数ともに増加している。

◇就労移行支援事業所

	H25	H26	H27	H28	H29
事業所数(箇所)	75	73	74	74	82
利用者数(人)	486	478	451	406	388

◇就労継続支援 A 型事業所

	H25	H26	H27	H28	H29
事業所数(箇所)	127	149	160	173	180
利用者数(人)	1,943	2,374	2,677	2,835	2,806

◇就労継続支援 B 型事業所

	H25	H26	H27	H28	H29
事業所数(箇所)	143	149	169	170	177
利用者数(人)	2,715	2,883	3,056	3,233	3,399

4 法定雇用率の変遷

時期	事象	改正内容等
昭和35年	身体障害者雇用促進法制定	・法定雇用率制度の実施(達成 努力義務)
昭和51年	法定雇用率改定等	・努力義務から 雇用義務へ ・重度身体障害者のダブルカウント制導入
昭和63年	法定雇用率改定等	・ 知的障がい者の実雇用率みなし算入開始
平成4年	短時間労働への対応等 (平成5年施行)	・重度知的障がい者のダブルカウント制導入 ・重度身体、知的障がい者の短時間労働に対する実雇用率算入開始
平成9年	法定雇用率改定等 (平成10年施行)	・ 知的障がい者の雇用義務化
平成14年	納付金制度改正等 (平成16年施行)	・障害者就業・生活支援センター事業の創設
平成17年	精神障がい者雇用等 (平成18年施行)	・精神障がい者の実雇用率みなし算入開始 ・精神短時間労働者の0.5カウント算定
平成20年	短時間労働への対応等	・短時間労働者(全障がい)の0.5カウント算定
平成25年	法定雇用率改定等 (平成30年にかけて段階的施行)	
平成30年		・精神障がい者の雇用義務化

販売実務科と他の訓練との相違～科の特長～

	熊本県立高等技術専門学校			福岡障害者職業能力開発校		鹿児島障害者職業能力開発校		就労移行支援事業所
	販売実務科	委託訓練	障がい者ソフトウェア開発訓練	総合実務科	機械CAD科 プログラム設計科 商業デザイン科 OA事務科 建築設計科 流通ビジネス科 (視覚障がいを対象とした音声パソコンコースあり)	造形実務科	情報電子科 商業デザイン科 建築設計科 義肢福祉用具科 OA事務科 アパレル科	
対象	軽度の知的障がい者	障がいの種類は問わない	身体障がい者、精神障がい者	知的障がい者	身体障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病などのある方	知的障がい者	障がいの種類は問わない	障がいの種類は問わない (一般就労を希望し、適性に合った職場への就労等が見込まれる障がい者)
定員	16人	平均8～10人 (コースにより異なる) (H31年度計画定員 80人)	20人	20人	130人	10人	90人	事業所により異なる (熊本県内の事業所の定員 637人(H31.3.1時点))
訓練期間	1年間	原則として3か月間	2年間	1年間	1年間 (プログラム設計科のみ2年間)	1年間	1年間	最長2年間(例外として延長する場合あり)
訓練内容	社会人としての基礎的な生活習慣等を身に付ける訓練が中心	パソコン操作技術や倉庫内作業等、分野に特化した訓練	情報処理技術者として必要なマルチメディアやネットワークなどのIT技術に関する知識及び技能を習得する訓練	職業人として必要なビジネスマナーや体力を身に付け、就職可能な職種の幅を広げる総合的な訓練	各科の専門的な知識・技術を身に付ける訓練	木工技術や清掃作業等に関する基礎的な技術を身に付けることにより、体力、作業手順の理解、職業的自立の向上を図り、適正に応じた就業を目指す訓練	各科の専門的な知識・技術を身に付ける訓練	利用者個人の特性に沿った就職に向けた知識や、必要なスキルを身に付ける訓練
派遣実習	年5回実施	・知識技能習得訓練コース →座学のための訓練 ・実践能力習得訓練コース →企業現場における実践的な訓練	訓練生の状況や希望、実習先の要望に応じて実施	訓練生の状況や希望に応じて随時実施	訓練生の状況や希望に応じて随時実施	本人の状況や希望に応じて随時実施	本人の状況や希望に応じて随時実施	利用者の状況に応じて実施
就職退校	派遣実習等により就職が決まった場合は、就職による中途退校とする取扱いがほとんど	1年に1名程度	ほとんどない	約半数が就職退校	約半数が就職退校	約半数が就職退校	約2割が就職退校	1年未満の利用期間で就職した者が約半数
訓練生数と指導員数の比率(定員)	16:5	訓練コースにより異なる (平均 9:6)	20:7(2学年合計)	20:4	130:13	10:3	90:11	人員基準あり ・サービス管理責任者 ・職業指導員、生活指導員 6:1以上 ・就労支援員 15:1以上
熊本県出身者への訓練手当の支給	支給要件該当者に対し、予算の範囲内で支給	支給していない	支給要件該当者に対し、予算の範囲内で支給	支給要件該当者に対し、予算の範囲内で支給	支給要件該当者に対し、予算の範囲内で支給	支給要件該当者に対し、予算の範囲内で支給	支給要件該当者に対し、予算の範囲内で支給	